

# The Miyakonojo

## Center For Gender Equality

### ～ News Letter ～

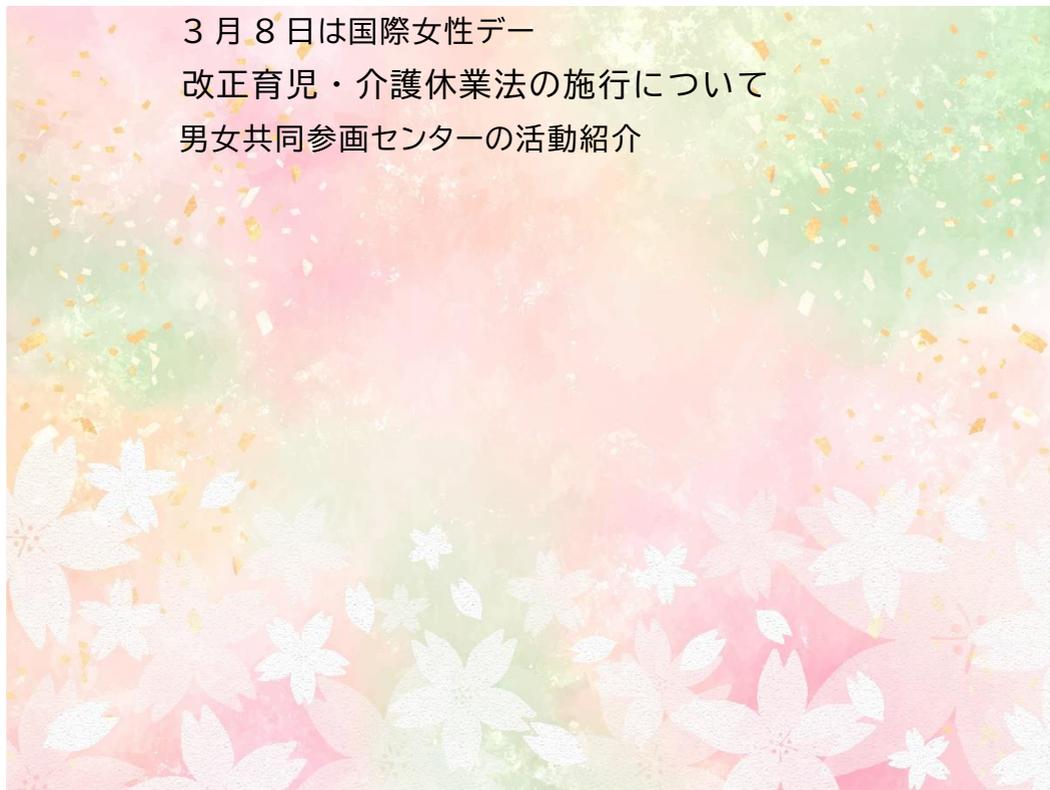
Index/ 男女共同参画社会とは

令和6年度宮崎県「女性のチャレンジ賞」受賞者の紹介

3月8日は国際女性デー

改正育児・介護休業法の施行について

男女共同参画センターの活動紹介



# 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

## 男女共同参画社会基本法の基本理念

基本法(平成11年6月23日公布・施行)では、男女共同参画社会を実現するための5つの柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

### 【基本理念】男女共同参画社会を実現するための5本の柱

#### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

#### 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができようにする必要があります。

#### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

#### 国際的協調

男女参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

### 国・地方公共団体及び国民の役割

#### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

#### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を生かした施策の展開

#### 国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

# 男女共同参画社会のイメージ図

## 男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

### 職場に活気



- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、**生産性が向上**

- 働き方の多様化が進み、男女ともに働きやすい職場環境が確保されることによって、**個人が能力を最大限に発揮**

### 家庭生活の充実



- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、**家族のパートナーシップの強化**

- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、**男性の家庭への参画**も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

### 地域力の向上



- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、**地域コミュニティが強化**

- 地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

## ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域活動など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

## 令和6年度 宮崎県「女性のチャレンジ賞」受賞者の紹介

宮崎県では、男女共同参画社会づくりに功労のあった方や、女性の参画が少ない分野へのチャレンジ、出産・育児後の再チャレンジなどで活躍している方々に対し、毎年、表彰を行っています。

この度、今年度の「女性のチャレンジ賞」をスイミー都城ファニーズ様(都城市)が受賞し、令和7年1月29日に県庁知事室で授賞式が行われました。

### ◆スイミー都城ファニーズ

地域の農業に従事する女性たちが、「自らが輝ける場所を作りたい」「農業分野で活躍したい」との思いから立ち上げられた団体です。

#### 【功績】

- 働きやすい環境づくりや、補助事業を活用した女性用トイレや休憩所・更衣室等の整備について現地研修会を開催し、他社への波及に取り組んでいる。

- 農業の魅力を発信するために小学生への食育活動をおこなったり、また、先進的なGAPの取組で農林水産省大臣賞を受賞したメンバーがいるなど、互いに切磋しながら日々の活動に取り組んでいる。





# 3月8日は国際女性デー

国際女性デーとは1904年3月8日ニューヨークで起きた女性労働者による婦人参政権を求めるデモが起源となり、1975年に、国連によって女性の地位向上と社会進出の促進を目指す『国際女性デー』として制定されました。

この日は、国や民族・言語・文化・経済・政治の壁に関係なく女性が達成してきた成果を確認する日であり、すばらしい役割を担ってきた女性たちによってもたらされた勇気と決断を称える日です。

イタリアでは「ミモザの日」として知られ、母親や妻、友人、会社の同僚など近い女性に愛や幸福の象徴でもあるミモザを贈る日とされています。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」が社会問題となる中、さまざまな事情で生理用品の購入が困難な方に、都城市では生理用品を無償で配布しています。ご必要な方は下記の配布窓口にお申し出ください。



配布窓口	場 所	配布時間
都城市男女共同参画センター	都城市役所北別館 2階 TEL 0986-23-2121	月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
都城市福祉課	都城市役所本館 1階 TEL 0986-23-2980	月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
都城市保健センター	都城市中町 17-19 (Mallmall 内 複合施設2階) TEL 0986-36-5661	月、火、水、金、第2日曜日 8:30～17:15 木曜日 8:30～19:00 ※土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始は除く
都城市立図書館	都城市中町 16-15 TEL 0986-22-0239	9:00～21:00 (ただし、施設の保守点検、図書館整理等に伴い臨時休館することがあります。)
都城市社会福祉協議会	都城市松元町 4-17 TEL 0986-25-2123	月～金曜日 9:00～17:15 ※祝日、年末年始は除く

## 【生理用品のお渡しに関して】

- ・申し出にくい場合は声に出さなくても大丈夫です。窓口の職員に生理用品配布カード又はスマートフォンでホームページの画面をご提示ください。
- ・紙袋に入れた生理用品を無償でお渡しします。生理用品の種類や紙袋内の種類は異なりますので、予めご了承ください。
- ・お名前などはお聞きしません。
- ・在庫状況によって配布できない場合があります。
- ・詳しくはQRコードにてご確認ください。



生理用品配布カードは、各配布窓口・各配布窓口のある施設トイレにあります。

## 【お問い合わせ先】

都城市男女共同参画センター（都城市地域振興課）・都城市福祉課

生理用品の寄附も受付けております。

# 改正育児・介護休業法の施行について（2025年4月施行分）

育児・介護休業法が令和7年4月1日から段階的に施行されます。



## ① 子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に発するまで	小学校3年生終了まで
取得事由の拡大 ③④を追加	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

## ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

3歳未満の子を養育する労働者から小学校就学前の子を養育する労働者

## ③ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

従業員数1,000人超から300人超に拡大

## ④ 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等の申し出が円滑に行われるようにするため、雇用環境の整備(研修の実施、相談窓口の設置等)を事業者<sup>に</sup>義務付け

## ⑤ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

介護離職防止のため介護に直面した労働者への個別の周知・意向確認や介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供を事業主に義務付け



詳細は、こちらをご覧ください。



厚生労働省 HP  
育児・介護休業法  
について

## 男女共同参画センターの活動紹介

都城市男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな講座の開催と啓発活動を行っています。



### 11/16(土) 地域連携公開講座を開催 ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)のゆくえ ～当事者の声を手がかりに～

性同一性障害(MTF)の当事者である黒木瑞季<sup>くろきみずき</sup>さんを講師に迎え、南九州大学との共催で地域連携公開講座を開催しました。子ども、しょうがい者、高齢者、性的マイノリティ等のダイバーシティ(多様性)をふまえ、様々な生きづらさを抱えた当事者を登壇者に迎えて、ソーシャルインクルージョンのあり方を一緒に考えました。



誰もが生活しやすい社会にするために、多様な性を**尊重**するための対応

#### 一人ひとりが心がけたいこと

差別的な言動は  
決してしない

#### 差別的な言動の具体例

- ・「レズ」「ホモ」「おなべ」「オカマ」「ニューハーフ」といった言葉を使う
- ・「無理」「気持ち悪い」と否定する

性的マイノリティの方々を傷つける言動を決してしないのはもちろん、もし、誰かが差別的な言葉を使ったり、からかうような雰囲気があったら、きちんと注意しましょう。

「それはよくない」と直接言いにくい場合は、『それはよくないこと』だと、ニュース・セミナーで言っていたよ』と、角が立たない言い回しにするのもいいかもしれません。



#### 職場でできること

窓口や電話対応、  
サービス提供、職場における配慮

外見から受ける印象と書類上の性が異なることもあることを理解し、性別に固執せず生年月日や住所等総合的な情報で本人確認するなど、柔軟に対応しましょう。

## 「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動を開催



### ●11/2(土) 街頭啓発

国際ソロプチミストさんのご協力を頂き、ウエルネス交流プラザで街頭啓発を実施しました。今年は市民参加型の内容をアップグレードし、市民と一緒に大きなパープルリボンの作成に参加して頂きました。

### ●11/12(火)～11/25(月) パネル展及びパープル・ライトアップの実施

ガールスカウト宮崎県連盟第13団・22団の皆さんと共同で、都城市役所本館1階ロビー市民サロンにてパネル展を開催しました。こちらでも市民と一緒に大きなパープルリボンの作成に取り組み、見事完成させることが出来ました。ご協力ありがとうございました。

パープルリボン、パープルツリー、市民からのメッセージは、パネル展終了後から1月末まで、センター入口に飾りました。



### ●パネル展及びパープル・ライトアップ開催の市民感想を一部紹介

こういうコーナーを定期的に設置して下さると、今まで何も知らなかった人、気づかなかった人にも周知できてとても良いと思います。

ニュースやテレビ番組でも、ここ数年よく扱われるようになってきたけど、具体的にパネルを使ってわかりやすく説明されていて、とてもいい展示コーナーだと思いました。1人で誰にも相談できず悩んで苦しんでいる人にぜひ知ってほしいと思う内容でした。すばらしい企画だと思いました。



今朝のラジオでもDVについて流れていました。令和の時代でも暴力は無くなっていません。差別・いじめ・暴力・戦争 この世の中からなくなってほしいです。

# 都城市男女共同参画センターのご案内

## 女性総合相談

都城市男女共同参画センターでは、女性相談員による相談窓口を開設しています。男性の方も電話相談をご利用いただけますので、ひとりで悩まずご相談ください。



**相談は無料です。秘密は守ります。**



電話相談

相談時間30分まで  
※男性利用可

**【相談専用電話 0986-23-7157】**

相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:10:00～16:00

相談予約受付 HP



面接相談

相談時間60分まで  
※要予約

メールで、女性総合相談の予約・変更・キャンセルができます。

※メールではこころの相談や法律相談の予約、相談や困りごとの助言等を行うことはできませんのでご了承ください。

## 専門相談

毎月専門相談を行っております。性別は問いません。事前に予約が必要です。相談専用電話までお問合せください。開催日は変更になる場合があります。

こころの相談



女性臨床心理士  
第3火曜日  
10:00～12:00

法律相談



女性弁護士  
第4火曜日  
13:00～16:00

就職支援



サポステ出張相談

若者サポートステーション  
第4木曜日  
14:00～16:00

※「こころの相談」と「法律相談」では、性的マイノリティの方の相談をお受けしています。

## セミナー・出前講座



当センターでは、さまざまな講座を計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。また、出前講座も行っておりますので、ご利用ください。

お問い合わせ先 0986-23-2121

都城市男女共同  
参画センターHP



発行/都城市男女共同参画センター

〒885-8555 都城市姫城町 6 街区 21 号 (都城市役所北別館 2 階)

TEL 0986-23-2121 / FAX 0986-21-3034

E-Mail: danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

発行月/令和 7 年 3 月